

地域主権一括法に伴う条例(障害者自立支援法：障害福祉サービス事業等)のパブリックコメント の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
障がい福祉課

1 実施結果

(1) 募集期間

9月27日から10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (2)	5 (1)	5 (3)	14 (6)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応 (案)
全サービス共通	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者・児の支援に係る事業所には、もっと関わり方を学んでほしい。 ・本当に適切な支援がなされているか、不正はないかをチェックする体制も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者・児の支援については、事業者向け研修、支援体制整備の検討委員会、相談事業などを実施している。 ・また、事業所への実地指導を3年に1度以上行い、基準に沿った適切なサービスが行われているか、不正が行われていないかなどを確認している。 ・ご意見を参考に、今後も発達障がい者・児の支援に係る施策を推進する。
全サービス共通	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備について、どんな障がいがある方でも利用しやすいユニバーサルデザイン、点字、音声ガイド等を取り入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり条例及びとっとりユニバーサルデザイン推進事業により、一定規模の福祉施設へのバリアフリーの義務化やユニバーサルデザインの普及啓発を図っている。 ・また、バリアフリーの導入を対象に含む施設整備の補助事業を行っている。 ・ご意見を参考に、今後もバリアフリーの義務化やユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。
全サービス共通	契約支給量	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証記載事項の市町村への報告義務について、事務手続きが煩雑であり、報告漏れがあっても市町村から督促されないので、必要性を検討し、廃止又は市町村が認める場合は不要とすることを検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、市町村は支給決定後に利用者が事業所・施設と契約した支給量を把握する必要がある。 ・市町村への報告がなされていない現状があるのであれば、今後、事業者や市町村へ指導し、是正を図る。
全サービス共通	衛生管理、健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症等予防のための措置は努力規定ではなく、義務規定にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、事業者が衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずるよう規定する。

対象	項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
全サービス共通	自己点検	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検結果の利用者等への情報提供を義務づけるのであれば、県において評価項目や評価基準の指針等を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価に係る指針等について、別途お示しする予定。
全サービス共通	自己点検	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検の義務化は必要だが、客観性に乏しいので、結果公表の義務化は適当ではない。 県が助成金を支給した上で、第三者評価とその結果公表を義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価はサービスの質の担保に有効な手段と考えるが、実施には事業者になくはない費用負担が生じることから、努力規定としている。 当面は利用者等への自己評価結果の情報提供による効果を検証し、必要に応じて第三者評価の義務化について検討したい。
全サービス共通	自己点検	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検、第三者評価を行う際に利用者代表や職員代表の意見も加えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検は、サービスの質を自らが客観的に評価するもので、第三者評価は、利害関係を有しない第三者により評価するもの。 利害関係を有する利用者代表や職員代表の意見を加えることは趣旨に反するものとする。
全サービス共通	食事提供	<ul style="list-style-type: none"> 食材の県産品利用に努めることにより、コスト高となり、その結果、提供する食事の量が減ったり、食事の質を落とすことになりかねない。 規定するのであれば、助成金制度も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 県産品利用の推進は、県民全体で取り組むべきこととして、規則に規定を盛り込むこととした。 食事提供に際して県産品のみ利用は現実的に難しいことから、努力規定としている。
共同生活介護、共同生活援助	設備	<ul style="list-style-type: none"> グループホームやケアホームの設置を入所施設の敷地外に義務づける規定について、個々の事情（県の判断）により敷地内にも設置できるよう努力規定としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホームが住宅地等の地域内にあることや病院・入所施設の敷地外にあることは、障がい者の地域移行を推進する上での重要な原則であり、ご理解とご協力をお願いしたい。
障害者支援施設	人員	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の施設入所支援について、利用者60人に1人以上という生活支援員の配置基準を見直してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援における生活支援員の配置基準については、利用者が就寝中の時間帯の介助、見守り等が主な業務であることから利用者60人に1人以上としているものであり、ご理解とご協力をお願いしたい。 なお、生活支援員を加配した場合には、報酬の加算が受けられる。
障害者支援施設	個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画に利用者の同意を義務づける規定について、同意を得る対象者を「利用者又は家族」とし、個々の利用者の状況に応じて柔軟に対応できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の真のニーズに沿ったサービスを提供するという制度の趣旨に鑑み、利用者の同意を得るべきと考えるものであり、ご理解とご協力をお願いしたい。